

65歳になる皆さんへ

年金から住民税が天引きされます

固住民税課 ☎43-9232

年金から天引きされる税額は、6月12日(月)に発送予定の納税通知書でお知らせします。

この制度は、新たな税負担を求めるものではなく、納付方法を納付書払いや口座振替での納付(普通徴収)から天引き(特別徴収)に変更するものです。

市民税・県民税の
特別徴収の
イメージ図



日本年金機構など
(年金支払者)

市県民税額を
引いた年金額



年金支給

住民税納付



年金受給者

年金から天引きした
市県民税を市へ直接納入



Q 対象となるのはどのような場合ですか？

A 対象となるのは、次の①～③の条件などを全て満たす人です。

- ①令和5年4月1日現在65歳以上(昭和33年4月2日以前生まれ)で老齢基礎年金等を受給している人
- ②八戸市から介護保険料が特別徴収されている人
- ③老齢基礎年金等の金額が年間18万円以上で、所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を引いた後の額が市民税・県民税の額を超える人

※年金以外の所得がある人は、普通徴収により納めていただく場合があります。

Q いつの年金から特別徴収が始まるのですか？

A 今年度(令和5年度)から特別徴収が開始される人は10月からです。

6月・8月は、公的年金等にかかる年税額の2分の1が普通徴収となり、残りの2分の1が、10月・12月・2月の年金から特別徴収されます。

今年度から特別徴収が開始になる人

